

「平成30年大阪府北部地震義援金」募集要綱

1. 趣旨

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、多数の方々が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている状況となっていることから、大阪府では府内12市1町（大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町）に災害救助法が適用されました。

大阪府共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2. 義援金の名称

平成30年大阪府北部地震義援金

3. 実施主体

社会福祉法人大阪府共同募金会

3. 受付期間

平成30年6月22日（金）から平成30年9月28日（金）まで

5. 義援金受入口座

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00950-9-333113	大阪府共同募金会大阪府北部地震義援金
りそな銀行	（準備中）	

※ゆうちょ銀行における窓口での振替料金は無料です。ATM及びインターネットバンキングを利用しての振込手数料は有料です。

5. 義援金の課税上の取り扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「平成３０年大阪府北部地震義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、寄付者が義援金について税制上の優遇措置を希望される場合は、「領収書希望者名簿 <様式２>」に必要事項を記入のうえ、義援金を送金した際の送金控 <様式３>と一緒に兵庫県共同募金会へＦＡＸ送付して下さい。

後日、大阪府共同募金会より領収書を発行します。

６．義援金の配分

大阪府共同募金会で取りまとめた義援金については、大阪府へ送金し、大阪府が設置する義援金募集委員会において使途・配分を決定し、被災された市町を通じて被災者に支給される予定です。

７．その他

- (１) 災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。
- (２) この要綱は、平成３０年６月２２日から施行します。

８．問い合わせ先

社会福祉法人大阪府共同募金会

〒５４２－００６５

大阪府大阪市中心区中寺１－１－５４ 大阪社会福祉指導センター内

ＴＥＬ ０６－６７６２－８７１７

ＦＡＸ ０６－６７６２－８７１８

メール gienkin@akaihane-osaka.or.jp